

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。

令和5年3月24日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和
(企業会計監査課)

令和4年度

行政監査結果報告書

「公益法人等に対する指導監督事務について」

令和5年3月

福島県監査委員

令和4年度行政監査の結果（概要）

I 行政監査テーマ：公益法人等に対する指導監督事務について

II 目的

新公益法人制度の施行から10年以上が経過したことを踏まえ、認定法(※)に基づき公益法人等に対する指導監督が適正に行われているか再点検を行う。

特に、令和4年4月からスタートした新しい総合計画の具体化に向け、「あらゆる主体との『連携・協働』による県づくり・地域づくり」につながるよう指導監督の状況を確認する。

※ 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
(平成20年12月施行、平成25年11月まで5年間の移行期間)

III 指導監督に係る組織体制

1 制度所管課：私学・法人課

- (1) 人員体制（主任主査以下2名）
- (2) 公益法人所管課数（45課室）
- (3) 所管公益法人・移行法人数（R4.2.25現在）
 - ① 公益法人数：154法人（公益社団法人77、公益財団法人77）
 - ② 移行法人数：101法人（一般社団法人49、一般財団法人52）

2 公益法人所管課：45課室

部局等	所管法人数	公益法人所管課室及び所管公益法人数
総務部	14	税務課⑩、職員研修課①、市町村行政課③
危機管理部	1	消防保安課①
企画調整部	11	復興・総合計画課①、福島イノベーションコースト構想推進課①、文化振興課①、生涯学習課①、スポーツ課⑦
生活環境部	6	生活交通課③、国際課②、一般廃棄物課①
保健福祉部	33	社会福祉課③、障がい福祉課③、健康づくり推進課⑤、地域医療課⑫、医療人材対策室⑤、食品生活衛生課④、こども・青少年政策課①
商工労働部	42	経営金融課⑨、雇用労政課⑳、産業振興課②、観光交流課③
農林水産部	10	農業担い手課②、環境保全農業課①、園芸課①、畜産課②、水産課①、林業振興課①、森林計画課②
土木部	7	用地室①、都市計画課①、まちづくり推進課②、下水道課①、建築指導課②
教育庁	27	職員課⑥、福利課①、社会教育課⑩、文化財課②、義務教育課②、高校教育課⑤、健康教育課①
警察本部	3	県民サービス課①、生活安全企画課①、組織犯罪対策課①

IV 監査の主な着眼点

1 公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか(制度所管課+公益法人所管課室)

(1) 公益認定 18 要件を満たしているか(認定法第 5 条)

例 1 : 公益目的事業に必要な経理的基礎、技術的能力

例 2 : 特定の者に特別の利益を与えない

(2) 定款、事業計画等が認定法、法令等に違反していないか

① 公益目的事業の確認 (公益認定時に認定を受けた事業)

② 定款、運営体制等の確認

③ 財務 3 基準の遵守

※ 公益法人の財務 3 基準適合要件

項 目	適 合 要 件
収支相償 (認定法第5条第6号)	公益目的事業に係る経常収益 ≤ 経常費用 ⇒ 上記を満たさずに剰余金が生じている場合、公益目的事業に充当する中長期の計画があれば可 ※ 「公益法人は単年度で黒字を出してはいけない」という趣旨ではなく、公益目的事業に係る収入が中長期的に公益目的事業に充当されれば良い(詳細は6P参照)。
公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)	公益目的事業費率 ≥ 50% ⇒ 収支相償と異なり、 <u>毎年度要件を満たす必要あり</u>
遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)	遊休財産額 ≤ 年間の公益目的事業費 ⇒ 収支相償と異なり、 <u>毎年度要件を満たす必要あり</u> ※ 遊休財産 = 具体的な公益目的の用途が定まっていない財産

2 公益法人等への指導監督事務が適正に行われているか(公益法人所管課室)

① 事業計画書、事業報告書等の定期提出書類

② 立入検査 (3年に1回実施)

③ 報告徴取

3 公益法人等に対する指導監督が、効果的・効率的に行われているか
(制度所管課＋公益法人所管課室)

- ① 指導、監督に係る組織体制
- ② 職員の資質向上
- ③ 公益法人の情報発信

V 行政監査の結果と監査委員意見

1 全体の評価

公益法人等に対する指導監督については、法令の趣旨等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

2 個別的事項

No.	公益法人指導監督上の課題	監査委員意見																																
1	公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか。																																	
2	公益法人等への指導監督事務が適正に行われているか。																																	
	<p>【財務3基準の不適合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R1</th> <th colspan="2">R2</th> </tr> <tr> <th>適合</th> <th>不適合</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収支相償</td> <td>92</td> <td>62</td> <td>80</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>公益目的事業費率</td> <td>153</td> <td>1</td> <td>152</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>遊休財産保有制限</td> <td>147</td> <td>7</td> <td>137</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 【コロナ禍の特殊要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの公益法人において、コロナ禍の影響で公益目的事業が縮小・中止・休止等に至ったことに伴い事業費が低減しており、結果として収支相償が超過し、剰余金が発生している。 ○ 同様の理由で公益目的事業費率及び遊休財産保有制限についても一部の公益法人で不適合となっている。 		R1		R2		適合	不適合	適合	不適合	収支相償	92	62	80	74	公益目的事業費率	153	1	152	2	遊休財産保有制限	147	7	137	17	<p>意見1 <u>コロナ禍での特殊要因に起因し、公益認定法に定める財務3基準が遵守されていない公益法人があることから、公益法人所管課においては、<u>不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい。</u></u></p> <p>【参考1：財務3基準不適合への対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収支相償超過については、翌年度以降公益目的事業計画への充当で計画的な解消を図る。 ○ 収益事業等を行うことによって、公益目的事業費率が50%を下回らないよう、事業規模、事業構造の見直し等を図る。 ○ 遊休財産保有制限の一時的な未達については、公益目的保有財産への積立を行う等により速やかな是正を図る。 <p>【参考2：公益法人財務3基準適合要件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>適合要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収支相償 (認定法第5条第6号)</td> <td>公益目的事業に係る経常収益≤経常費用</td> </tr> <tr> <td>2 公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)</td> <td>公益目的事業費率≥50%</td> </tr> <tr> <td>3 遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)</td> <td>遊休財産額≤年間の公益目的事業費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	適合要件	1 収支相償 (認定法第5条第6号)	公益目的事業に係る経常収益≤経常費用	2 公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)	公益目的事業費率≥50%	3 遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)	遊休財産額≤年間の公益目的事業費
	R1		R2																															
	適合	不適合	適合	不適合																														
収支相償	92	62	80	74																														
公益目的事業費率	153	1	152	2																														
遊休財産保有制限	147	7	137	17																														
項目	適合要件																																	
1 収支相償 (認定法第5条第6号)	公益目的事業に係る経常収益≤経常費用																																	
2 公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)	公益目的事業費率≥50%																																	
3 遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)	遊休財産額≤年間の公益目的事業費																																	

②	<p>「公益法人等立入検査実施要領」については、立入検査の検査員は複数名で実施することとされているが、令和3年度に実施した7つの法人においては、1名で実施している（スポーツ課、生活交通課、高校教育課）。</p>	<p>意見2 公益法人の適正な運営状況を確認するため、<u>3年に1回の頻度で実施する立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、検査員は2名以上とされているが、1名で実施している事例があり、課内で人員を調整するなど複数名での対応に努められたい。</u></p>
---	---	---

③	<p>公益法人への県所管課の関与の状況は以下のとおりであり、県の施策を推進する上で必要性に基づくものと思料される。</p> <p>また、他団体事務従事により、公益法人所管課内の同一フロア内に設置されている6つの公益法人（再掲）について事務を県職員が担っているほか、管理職が当該法人の事務局長に就任している事例もあり、こうした関係性に影響され中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることのないよう留意する必要がある。</p> <p>【他団体事務従事を通じて県職員が法人業務を担っている法人】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">他団体事務従事を受ける法人</th> <th rowspan="2">所管課</th> <th colspan="3">職員数</th> </tr> <tr> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>他団体事務従事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県スポーツ振興基金</td> <td>スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>福島県障がい者スポーツ協会</td> <td>スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>福島県交通遺児奨学基金協会</td> <td>生活交通課</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>福島県総合社会福祉基金</td> <td>社会福祉課</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>福島県臓器移植推進財団</td> <td>地域医療課</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>福島県学術教育振興財団</td> <td>職員課</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【公益法人への県の関与状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>県所管課と法人との関係</th> <th>該当法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>県庁舎・合同庁舎内の使用</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>公益法人への出資・出捐</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>公益法人への貸付</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>公益法人への補助金交付</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>公の施設の指定管理者</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>公益法人への県職員派遣</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>他団体事務従事（所管課執務室内に所在する法人）</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table>	他団体事務従事を受ける法人	所管課	職員数			常勤	非常勤	他団体事務従事	福島県スポーツ振興基金	スポーツ課	1	0	4	福島県障がい者スポーツ協会	スポーツ課	3	0	5	福島県交通遺児奨学基金協会	生活交通課	0	0	5	福島県総合社会福祉基金	社会福祉課	1	0	4	福島県臓器移植推進財団	地域医療課	2	0	5	福島県学術教育振興財団	職員課	0	1	6		県所管課と法人との関係	該当法人	1	県庁舎・合同庁舎内の使用	14	2	公益法人への出資・出捐	27	3	公益法人への貸付	2	4	公益法人への補助金交付	35	5	公の施設の指定管理者	13	6	公益法人への県職員派遣	12	7	他団体事務従事（所管課執務室内に所在する法人）	6	<p>意見3 他団体事務従事で公益法人の執務を担うなど、財政的、人的関与が深いことから、これらの関係性に影響され、中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることがないよう、当該法人の<u>財務等の審査、監査を部局主管課等の他課職員が実施するなどの配慮をされたい。</u></p>
他団体事務従事を受ける法人	所管課			職員数																																																												
		常勤	非常勤	他団体事務従事																																																												
福島県スポーツ振興基金	スポーツ課	1	0	4																																																												
福島県障がい者スポーツ協会	スポーツ課	3	0	5																																																												
福島県交通遺児奨学基金協会	生活交通課	0	0	5																																																												
福島県総合社会福祉基金	社会福祉課	1	0	4																																																												
福島県臓器移植推進財団	地域医療課	2	0	5																																																												
福島県学術教育振興財団	職員課	0	1	6																																																												
	県所管課と法人との関係	該当法人																																																														
1	県庁舎・合同庁舎内の使用	14																																																														
2	公益法人への出資・出捐	27																																																														
3	公益法人への貸付	2																																																														
4	公益法人への補助金交付	35																																																														
5	公の施設の指定管理者	13																																																														
6	公益法人への県職員派遣	12																																																														
7	他団体事務従事（所管課執務室内に所在する法人）	6																																																														

3 公益法人に対する指導監督が効果的及び効率的に行われているか。

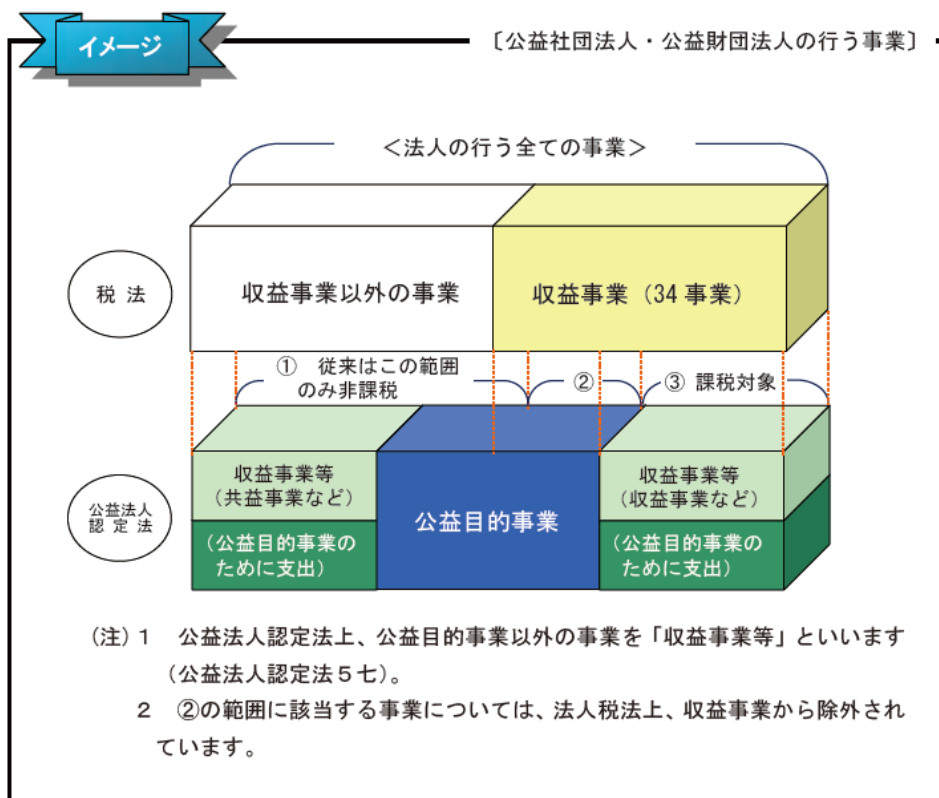
①	<p>定期提出書類の審査事務を円滑化し、あわせて指導・監督事務の均質化の観点から、公益法人初任者研修（私学・法人課主催）の早期実施が重要となる。</p> <p>（R3年度：R3.5.11実施） （R4年度：R4.6.2実施）</p>	<p>意見4 公益法人事務に従事する職員の資質向上の観点から、年度当初に初任者研修を実施するとともに、公益法人会計基準等複式簿記に係る研修への理解促進が図られるよう、<u>公認会計士等を講師としたより専門的な研修について検討されたい。</u></p>															
②	<p>複式簿記への職員の理解を深める研修（財務会計システム研修等）と連携するだけでなく、公認会計士等を講師としたより専門的な研修の実施について検討が必要ではないか。</p>																
③	<p>令和3年度については、23の法人が県民に対して定款、財務諸表等自らの法人情報を積極的に、開示していない。</p>	<p>意見5 公益法人が県民や関係者の理解を得て、公益目的事業を適切に実施していくためには、<u>法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示する必要があることから、所管課において適切に指導、助言されたい。</u></p>															
④	<p>令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の適用に当たり、仕入税額控除を行う要件とされていることから、免税事業者であっても「適格請求書等」を発行するためには、「適格請求書等発行事業者」の登録申請手続きが必要となる。</p> <p>【適格申請書発行事業者登録申請状況（R4.11.30現在）】</p> <table border="1" data-bbox="231 1547 742 1765"> <thead> <tr> <th></th> <th>適格請求書登録申請の状況</th> <th>法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>税務署への登録手続済</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>税務署への登録手続中</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>検討中</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>予定なし</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>		適格請求書登録申請の状況	法人数	1	税務署への登録手続済	29	2	税務署への登録手続中	39	3	検討中	39	4	予定なし	47	<p>意見6 公益法人が免税事業者であっても、適格請求書等発行事業者登録を行わない場合、取引先において仕入税額控除ができなくなるので、所管課においては、<u>各種軽減特例措置も考慮のうえ、各法人に対してインボイス制度の周知、確認をされたい。</u></p>
	適格請求書登録申請の状況	法人数															
1	税務署への登録手続済	29															
2	税務署への登録手続中	39															
3	検討中	39															
4	予定なし	47															

VI 参考 (公益法人の収益事業)

- 公益法人は、公益目的事業以外に収益事業を行うこともできるが、以下の基準を満たす必要がある。
全体事業費×50% > 収益事業費
- 収益事業は公益目的事業とは区別して経理しなければならない。
- 公益法人が収益事業を行う場合、正味財産増減差額の半分は公益目的事業に費消しなければならないという制約がある。



- 公益法人は法人税法に規定する物品販売業など 34 事業を行う場合、法人税の納税義務有り。
- 上記 34 事業にあっても、公益目的事業と認定される場合は非課税となる。



平成 24 年 9 月 国税庁「新たな公益法人関係税制の手引」より

目 次

I	行政監査テーマ	1
II	目的	1
III	指導監督に係る組織体制	
1	制度所管課	1
2	公益法人所管課	1
IV	監査の主な着眼点	
1	公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか	2
2	公益法人等に対する指導監督が効果的及び効率的に行われているか	2
3	公益法人等に対する指導監督事務が適正に行われているか	2
	【参考】	3
V	行政監査の結果	
1	公益法人所管課室の現況	4
2	職員の資質向上（研修体制）	4
3	県の関与の状況（中立で独立性の高い指導監督）	5
4	公益法人に対する指導監督状況	5
5	公益法人の事業内容の法規性遵守	7
6	公益法人の情報公開の在り方	11
7	公益認定等審議会の直近3年間の開催状況（私学・法人課所管）	11
8	公益法人に係る消費税インボイス制度への対応状況	12
VI	監査結果と意見	
1	全体の評価	13
2	監査委員意見（個別的事項）	14
参考資料		
	参考資料1（収支相償）	18
	参考資料2（公益目的事業費率）	19
	参考資料3（遊休財産額の保有制限）	20
	参考資料4（福島県が所管する公益社団・財団法人の一覧表）	21
	参考資料5（公益目的事業23事業）	23
	参考資料6（公益認定18要件）	24
	参考資料7（令和4年度行政監査財務3基準対応状況一覧）	25
	参考資料8（課税対象となる34種類の収益事業）	26

令和4年度行政監査の結果

I 行政監査テーマ：公益法人等に対する指導監督事務について

II 目的

新公益法人制度の施行から10年以上が経過したことを踏まえ、認定法(※)に基づき公益法人等に対する指導監督が適正に行われているか再点検を行う。

特に、令和4年4月からスタートした新しい総合計画の具体化に向け、「あらゆる主体との『連携・協働』による県づくり・地域づくり」につながるよう指導監督の状況を確認する。

※ 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
(平成20年12月施行、平成25年11月まで5年間の移行期間)

III 指導監督に係る組織体制

1 制度所管課：私学・法人課

- (1) 人員体制（主任主査以下2名）
- (2) 公益法人所管課数（45課室）
- (3) 所管公益法人・移行法人数（R4.2.25現在）
 - ① 公益法人数：154法人（公益社団法人77、公益財団法人77）
 - ② 移行法人数：101法人（一般社団法人49、一般財団法人52）

2 公益法人所管課：45課室

所管公益法人154法人については、別紙参照（⇒P21：参考資料4）。

部局等	所管法人数	公益法人所管課室及び所管公益法人数
総務部	14	税務課⑩、職員研修課①、市町村行政課③
危機管理部	1	消防保安課①
企画調整部	11	復興・総合計画課①、福島イノベーションコースト構想推進課①、文化振興課①、生涯学習課①、スポーツ課⑦
生活環境部	6	生活交通課③、国際課②、一般廃棄物課①
保健福祉部	33	社会福祉課③、障がい福祉課③、健康づくり推進課⑤、地域医療課⑫、医療人材対策室⑤、食品生活衛生課④、こども・青少年政策課①
商工労働部	42	経営金融課⑨、雇用労政課⑳、産業振興課②、観光交流課③
農林水産部	10	農業担い手課②、環境保全農業課①、園芸課①、畜産課②、水産課①、林業振興課①、森林計画課②
土木部	7	用地室①、都市計画課①、まちづくり推進課②、下水道課①、建築指導課②
教育庁	27	職員課⑥、福利課①、社会教育課⑩、文化財課②、義務教育課②、高校教育課⑤、健康教育課①
警察本部	3	県民サービス課①、生活安全企画課①、組織犯罪対策課①

IV 監査の主な着眼点

1 公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか(制度所管課＋公益法人所管課室)。

(1) 公益認定 18 要件を満たしているか(認定法第 5 条)。 (⇒P24：参考資料 6 参照)

例 1：公益目的事業に必要な経理的基礎、技術的能力

※ 公益目的事業(認定法第 2 条)

(⇒P23：参考資料 5 参照)

=学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業で、
不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

例 2：特定の者に特別の利益を与えない

(2) 定款、事業計画等が認定法、法令等に違反していないか。

- ① 公益目的事業の確認(公益認定時に認定を受けた事業)
- ② 定款、運営体制等の確認
- ③ 財務の確認

※【公益法人の財務 3 基準の遵守】

(⇒P18～20 参考資料 1～3 参照)

(ア) 収支相償

⇒公益目的事業に係る収入が適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

(イ) 公益目的事業費率 50%以上

⇒公益事業 / (公益事業 + 収益事業 + その他事業) \geq 50%

(ウ) 遊休財産保有制限

⇒公益目的事業に充当していない財産(遊休財産)の保有額が 1 年間の公益目的事業費相当額を超えないこと

2 公益法人等への指導監督事務が適正に行われているか(公益法人所管課室)

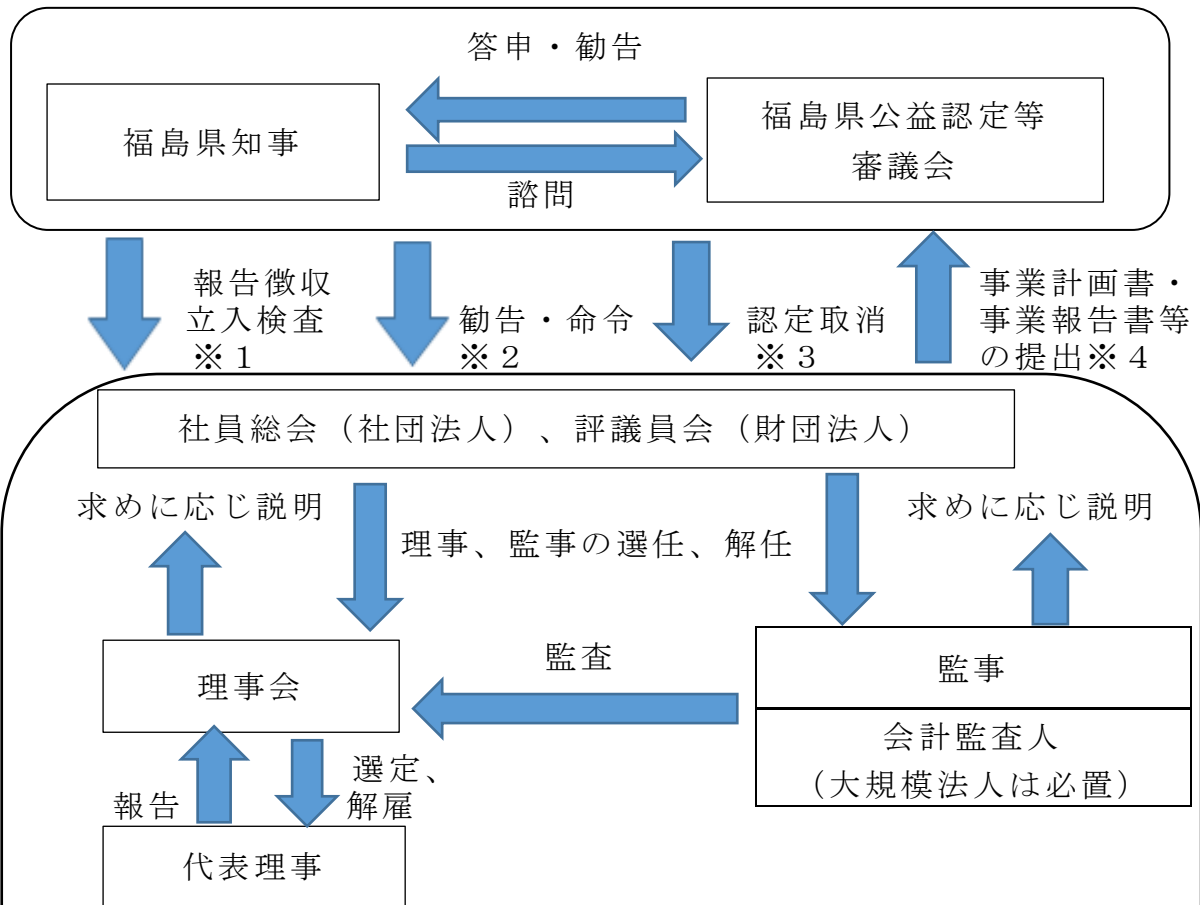
- ① 事業計画書、事業報告書等の定期提出書類
- ② 立入検査(3年に1回実施)
- ③ 報告徴取

3 公益法人等に対する指導監督が、効果的・効率的に行われているか(制度所管課＋公益法人所管課室)

- ① 指導、監督に係る組織体制
- ② 職員の資質向上
- ③ 公益法人の情報発信

【参考】

【公益法人の指導監督体制のイメージ】



- ※1：事業の適正な運営を確保するため。
- ※2：認定取消事由に該当する相当な疑いがある場合
- ※3：認定基準不適合、欠格事由該当、命令違反等の場合
- ※4：書類の作成・備置き
財産目録、役員名簿、定款、社員名簿（社団法人）、事業計画書
事業報告書、貸借対照表・損益計算書等

V 行政監査の結果

1 公益法人所管課室の現況

	担当職員数	平均経験年数	担当一人当たりの法人数
私学・法人課	2人	2年	
公益法人所管課室	1人(22課室)	平均0.5年	最大 14法人 最小0.3法人 平均2.0法人
	2人(15課室)	平均0.5年	
	3人(6課室)	平均0.3年	
	4人(2課室)	平均0.5年	
合計	78人	平均0.5年	

※ 所管法人数が最も多いのは雇用労政課（28法人）

2 職員の資質向上（研修体制）

(1) 令和3年度公益法人担当者研修会等開催状況（私学・法人課主催）

	研修名称	人数	研修概要
1	R3.5.11 公益法人事務 担当者研修会 (初任者向け)	41	公益法人制度、公益法人会計、事業計画書・報告書の審査、POSSシステム手順
2	R3.9.14 立入検査業務研修 (立入検査該当課)	32	立入検査の基礎知識、実施要領、チェックリスト、財務関係の留意点

※ コロナ禍で各研修をオンラインで開催

(2) 研修に対する参加者からの要望、意見

- 早ければ6月にも定期提出書類が法人から提出され、審査事務も生じるので、年度当初に開催されることが望ましい。
- 会計士等を講師とした日商簿記3級程度の基礎研修のほか、2級程度の発展研修も必要ではないか。
- 共通サーバーで研修動画を閲覧できるようにしてはどうか。
- 研修がオンライン形式となっているが、事業報告書審査事務に係る演習もあるため、集合研修の方が質問もしやすく、理解も深めやすい。

(3) 今後の研修の在り方

公益法人担当職員の複式簿記の理解促進を主眼とした研修を実施していくことが肝要となる。

3 県の関与の状況（中立で独立性の高い指導監督）

(1) 公益法人への県の関与状況

No.	県公益法人所管課と法人との関係	該当法人	割合(%)
1	県庁舎・合同庁舎内の使用	14	9.1
2	公益法人への出資又は出捐	27	17.5
3	県から公益法人への貸付	2	1.3
4	県から公益法人への補助金交付	35	22.7
5	公の施設の指定管理者	13	8.4
6	公益法人への県職員の派遣	12	7.8
7	他団体の事務従事（課内に所在する法人）	6	3.9

(2) 他団体事務従事を通じて県職員が法人業務を担っている法人：6法人

他団体事務従事を受ける法人	所管課	職員数		
		常勤	非常勤	他団体事務従事
(公財)福島県スポーツ振興基金	スポーツ課	1	0	4
(公財)福島県障がい者スポーツ協会	スポーツ課	3	0	5
(公財)福島県交通遺児奨学基金協会	生活交通課	0	0	5
(公財)福島県総合社会福祉基金	社会福祉課	1	0	4
(公財)福島県臓器移植推進財団	地域医療課	2	0	5
(公財)福島県学術教育振興財団	職員課	0	1	6

4 公益法人に対する指導監督状況

(1) 年間スケジュール（大まかな流れ）

時期	担当課等	内容
3月31日まで	法人	翌年度の事業計画書をPOSSシステム上に登録
4月～7月頃	所管課	事業計画書の内容審査の上、私学・法人課へ送付
5月～6月頃	私学・法人課	初任者向けの事務研修会開催
6月30日まで	法人	前年度の事業報告書をPOSSシステム上に登録
6月～11月頃	所管課	事業報告書の内容審査の上、私学・法人課へ送付
8月～9月頃	私学・法人課	県公益認定等審議会が定期立入検査計画を決定
8月～10月頃	私学・法人課	初任者向けの立入検査研修会開催
9月～3月	所管課	公益法人の立入検査実施し、報告書を私学・法人課へ送付

(2) 定期立入検査（3年に1回実施 認定法27条）

① 立入検査計画

	担当課等	内容
7月頃まで	私学・法人課	年間検査計画の作成
8月頃まで	公益認定等審議会	年間検査計画の決定
8月以降	所管課	公益法人に検査通知書送付
10月～2月頃		立入検査 検査員：所管課職員2名以上
3月		検査結果の取りまとめ、審議会へ報告
6月頃	公益認定等審議会	検査結果の検討。必要に応じて所管課を通じて公益法人に措置状況を求める。
7月頃	所管課	措置状況報告を公益法人に求める。
8月以降		公益法人からの措置状況報告を私学・法人課を通じて審議会へ報告

② 立入検査の概要

項目	定期立入検査(立入検査計画で定める)	随時検査
対象法人	公益法人	公益法人・移行法人
実施時期	移行認定直後	必要の都度
	2回目以降	
主な確認事項	法人運営関係	○公益法人 公益認定の規準又は欠格事項に抵触する場合や法人運営上野不適切事案が生じた場合
	事業関係	
	財務関係	○移行法人 公益目的支出計画の履行が確保できない場合
		財務諸表、伝票、会計帳簿、通帳、有価証券証書、固定資産台帳、備品台帳等

③ 定期立入検査の実施状況(公益法人所管課)

立入検査体制	対象法人	主な指導内容
検査員人数(1人)	7法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務3基準の遵守 ○ 財務関係書類の誤り修正 ○ 現金、代表者印等の保管 ○ 退職給付引当金の未計上 ○ 各種規程の未整備 ○ 規程に沿った会計事務の執行 ○ 理事変更届出書の未提出 ○ 契約行為や各種手続きの透明性、客観性を高め、意思決定過程を明確にするため、所属内部での稟議書の活用。 ○ ホームページ等で事業計画書・計算書類等の公開がなされていない。
〃(2人)	88法人	
〃(3人)	52法人	
〃(4人)	7法人	
合計	154法人	

④ 立入検査の課題

ア 公益法人の規模に応じて職員1～4名で実施。

イ 検査人員は2名以上で対応する旨「公益法人等立入検査実施要領」に定められているが、遵守されていない事例がある。

(主な理由)

→コロナ本部への人員派遣等の関係で、対応できる職員が限られていたことなどによる(以下の3課:7法人)。

所管課	公益法人担当者数 /課の職員数	対象法人
スポーツ課	1/21	(公財)福島県スポーツ振興基金 (公財)福島県スポーツ協会 (公財)喜多方市体育協会 (公財)須賀川市スポーツ振興協会 (公社)富岡町さくら文化・スポーツ振興公社
生活交通課	3/36	(公財)福島県交通遺児奨学基金協会
高校教育課	1/39	(公財)ヨークベニマル文化教育事業財団

- (3) 参考：措置状況が不十分で、認定法第28条に基づく勧告・命令、
認定法第29条に基づく認定取消を行う場合の流れ
(本県が所管する公益法人で認定取消となった事例なし)

	担当課等	内 容
1	私学・法人課	勧告案の作成
2	公益認定等 審議 会	勧告案の検討（審議会から県への措置勧告も可）
3	所 管 課	公益法人に対する勧告（認定法第28条①）
4	私学・法人課	【上記3の勧告に従わない場合】 命令案の作成
5	公益認定等 審議 会	命令案の検討
6	所 管 課	公益法人への命令（認定法第28条③）
7	私学・法人課	【上記6の命令に従わない場合】 公益認定取消について審議会に諮問
8	公益認定等 審議 会	公益認定取消について検討
9	所 管 課	公益認定取消を行う（認定法第29条）。

5 公益法人の事業内容の合规性遵守

(1) 公益性の認定

項 目	該当する事業等
公益法人移行認定基準 (移行認定の場合)	認定法別表の23事業 (⇒参考資料5参照) 不特定多数性
①公益目的事業に 合致 (認定法第2条) ②公益法人認定18 要件に適合(認定 法第5条)	(⇒参考資料6参照)
公益目的事業の確認 認定基準の抵触確認 右記4項目に抵触し ないこと →抵触すると認定取消	認定法第5条第3号、第4号、第5号、第7号に抵 触しない。 ①理事、社員などに特別の利益を与えないこと (認定法第5条第3号)。 ②営利事業者若しくは特定の者に特別の利益を 与えないこと(認定法第5条第4号)。 ③社会的信用を維持する上でふさわしくない事 業を行わないこと(認定法第5条第5号)。 ④公益目的事業以外の事業は、公益目的事業に 支障のない範囲で行うこと (認定法第5条第7号)。
定款、運営体制等の 確認 欠格事由確認 右記2項目に抵触し ないこと	認定法第6条第3号、第4号に抵触しない ①法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は 法令に基づく行政機関の処分に違反している (認定法第6条第3号)。 ②法人が事業を行うに当たり法令上必要となる 行政機関の許認可等を受けることができない (認定法第6条第4号)。
財務の確認 公益認定財務3基準	P8のとおり。

(2) 公益法人の財務3基準適合要件

項 目	適 合 要 件
収支相償 (認定法第5条 第6号)	公益目的事業に係る経常収益 \leq 経常費用 ⇒上記を満たさずに剰余金が生じている場合、公益目的事業に充当する中長期の計画があれば可。 ※ 「公益法人は単年度で黒字を出してはいけない」という趣旨ではなく、公益目的事業に係る収入が中長期的に公益目的事業に充当されれば良い。
公益目的事業費率 (認定法第5条 第8号)	公益目的事業費率 \geq 50% ⇒収支相償と異なり、 <u>毎年度要件を満たす必要あり</u> 。
遊休財産保有制限 (認定法第5条 第9号)	遊休財産額 \leq 年間の公益目的事業費 ⇒収支相償と異なり、 <u>毎年度要件を満たす必要あり</u> 。 ※ 遊休財産 =具体的な公益目的の用途が定まっていない財産

(3) 公益法人(154)の財務3基準の適合状況(令和1~2年度)

	R 1		R 2	
	適合	超過又は 不適合	適合	超過又は 不適合
収支相償	92	62	80	74
公益目的事業費率	153	1	152	2
遊休財産保有制限	147	7	137	17

【調査結果の概要】

将来の経済的負担に備え、資産取得資金、特定費用準備資金などの控除対象財産(公益目的保有財産)への充当がされていない法人について、遊休財産が増加傾向にある。

(収支相償)

- ① コロナ禍でイベント、研修会の中止・休止等に伴い公益目的事業費が低減することで、多くの公益法人において剰余金が発生している。
- ② 県からの受託事業・補助事業の割合の多い法人については、こうした受託事業収入が増加したことから、収支相償に適合しない事例が増加している。
- ③ とりわけ、R2年度では74/154法人、ほぼ半数の公益法人で収支相償が超過している。

(公益目的事業費率)

- ④ 収益事業の割合が比較的高い公益法人においては(収益事業の利益の50%は公益目的事業に充当するという制約は有り)、公益目的事業費が低減したために、収益事業に係る費用を下回り、公益目的事業費率が不適合となる事例が生じている。

(遊休財産保有制限)

- ⑤ 基金の取り崩し、繰入がない場合は、公益目的事業費=遊休財産保有上限額となるので、遊休財産保有制限が不適合となる事例が生じている。

(4) 財務3基準不適合の主な理由と対応策

不適合理由	不適合の主な理由	改善に向けた主な対策
収支相償（超過） （＝剰余金の発生）	○コロナ禍での公益 目的事業の休止・ 縮小による事業費 減	① 剰余金を将来の公益目 的的事业に充当 ○剰余金を翌事業年度へ繰 り延べ
公益目的事業費率 ＜50%	○受託料・受取手 数料収入、受取補助 金等の事業収入の 増	○特定費用準備資金の積立 ○資産取得資金の積立
遊休財産額 ＞年間の公益目的事業費 （＝遊休財産額増） （＝公益目的事業費減）	○コロナ禍での公益 目的事業の休止・ 縮小による事業費 減 ○剰余金の累積 ○公益目的事業費縮 減に伴い遊休財産 保有上限額に抵触	○公益目的保有財産の購入 又は積立 ② 公益目的事業に係る経 常費用の増 ○指定正味財産として受け 入れる寄付金の設定 （特定資産） ○退職給付引当金の積立 ○収益事業の縮減

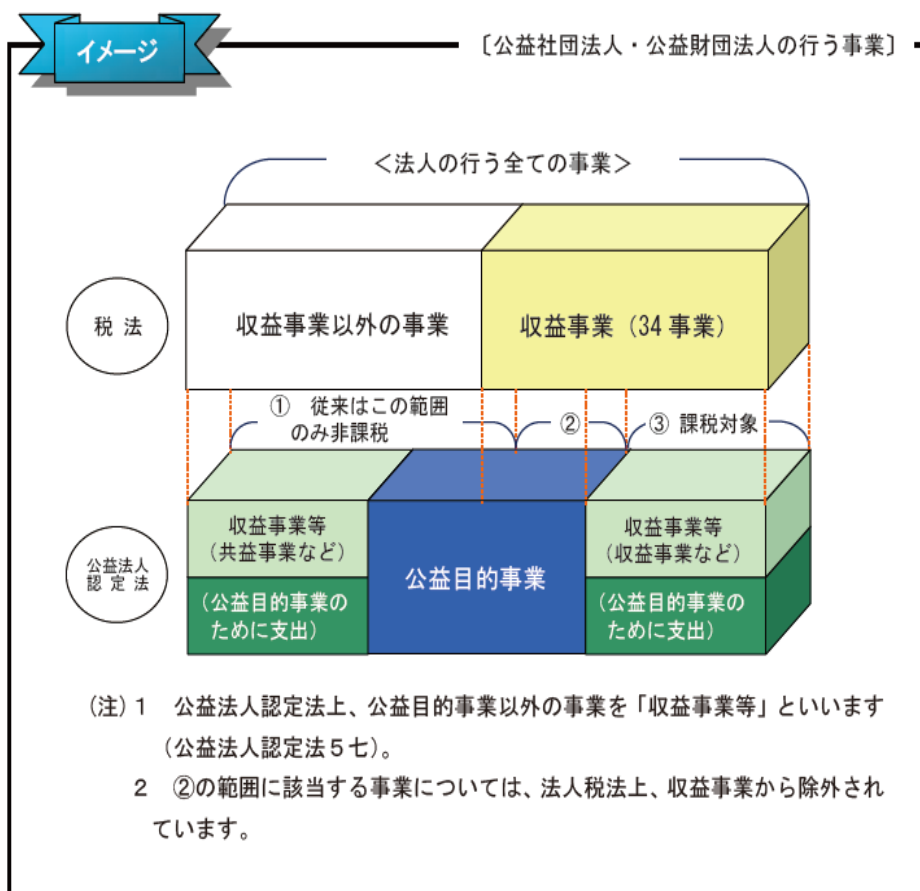
(5) 参考（公益法人の収益事業）

法人税の課税対象となる34事業は別紙参照（⇒P26：参考資料8）。

- 公益法人は、公益目的事業以外に収益事業を行うこともできるが、以下の基準を満たす必要がある。
全体事業費×50% > 収益事業費
- 収益事業は公益目的事業とは区別して経理しなければならない。
- 公益法人が収益事業を行う場合、正味財産増減差額の半分は公益目的事業に費消しなければならないという制約がある。



- 公益法人は法人税法に規定する物品販売業など34事業を行う場合、法人税の納税義務有り。
- 上記34事業にあっても、公益目的事業と認定される場合は非課税となる。



平成24年9月国税庁「新たな公益法人関係税制の手引」

6 公益法人の情報公開の在り方

(定期提出書類の提出、備え付け、閲覧等 (認定法第21条・第22条))

- (1) 公益法人は、毎事業年度の開始前日までに事業計画等に係る書類 (事業計画書、収支予算書、理事会の承認を受けたことを証する書類等) を県所管課に提出。
- (2) 公益法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告等に係る書類 (公益認定財務3基準に関する書類、役員等名簿、財務諸表、財産目録等) を県所管課に提出。
- (3) 上記(1)及び(2)で県所管課に提出した書類については、公益法人の事務所に備え置くこととし、閲覧請求があった場合、正当な理由無く拒むことは不可。
→公益認定された公益法人の業務運営の適正化、透明化の観点から、当該公益法人情報閲覧・謄写の義務付け。
- (4) 131法人/154法人においては、上記の県所管課への提出書類についてホームページによる情報公開がなされているが、23法人については未公開。
→公益法人に係る業務、財務関係情報については、適切に公開される必要がある。

7 公益認定等審議会の直近3年間の開催状況 (私学・法人課所管)

年度	開催回数	主な議題
R1	2回	○公益法人の監督について (定期提出書類) ○令和元年度年間検査計画 (56法人) ○変更認定申請に係る審議 ○移行法人からの変更認可申請に係る審議
R2	2回	○公益法人の監督について (定期提出書類、法人に対する報告徴収結果) ○令和2年度年間検査計画 (47法人) ○移行法人からの変更認可申請に係る審議
R3	3回	○公益法人の監督について (定期提出書類) ○令和3年度年間検査計画 (56法人) ○変更認定申請に係る審議 ○移行法人からの変更認可申請に係る審議



- 直近3年間では、新たな公益法人の移行認定は生じていない。
- 定期立入検査計画の進行管理のほか、公益目的事業内容等の変更認定、移行法人の公益目的支出計画に係る認可の審議が中心となっている。
- 公益法人所管課による定期立入検査結果については、公益認定等審議会へ報告される。

8 公益法人に係る消費税インボイス制度への対応状況

(1) 【消費税仕入税額控除制度（インボイス制度）の変更】

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式」が適用。

- 仕入税額控除を行うには「適格請求書」の保存が要件。
- 「適格請求書」の発行には税務署への登録申請及び登録番号が必要。
- 登録申請は令和5年3月31日が期限。
- 免税事業者であっても、適格請求書の発行には登録申請が必要。
- 適格請求書発行事業者以外からの仕入に関する経過措置。

適用される期間	仕入税額控除できる割合
R5.10.1～R8.9.30（3年間）	仕入税額相当額の80%
R8.10.1～R11.9.30（3年間）	仕入税額控除の50%
R11.10.1～	仕入税額控除できない

⇒適格請求書がないと取引先において仕入税額控除ができなくなる。

(2) 適格請求書発行事業者の登録申請状況

(R4.11.30現在)

適格請求書登録申請の状況	法人数	比率
税務署での登録済	29	18.8%
登録申請手続き中	39	25.3%
検討中	39	25.3%
導入予定なし	47	30.6%
合計	154	100.0%

(3) 現時点での対応状況

- 税務署への登録申請は令和5年3月31日が期限であることから、令和4年11月30日時点では68法人/154法人が登録済み又申請中。
- 当該法人が免税事業者であっても、経過措置期間後は、適格請求書が発行されない場合、取引先において、仕入税額控除ができなくなる。
- 奨学金や学術研究への助成金交付のみを行う法人については、当該制度には該当しないため、47公益法人において導入予定なし。

VI 監査結果と意見

1 全体の評価

(1) 公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか。

→ 新公益法人制度への移行に伴い、条例により設置された民間有識者による合議制の機関である「福島県公益認定等審議会」（以下「審議会」という）において、公益法人の認定に係る諮問・答申及び立入検査等の指導監督を行っている。

(2) 公益法人等に対する指導監督が効果的及び効率的に行われているか。

→ 制度所管課である私学・法人課においては、制度管理、審議会の運営、研修会の主催のほか、制度所管課への助言等を適切に行うとともに、移行法人に係る公益目的支出計画に係る変更認可や完了確認を行っている。

(3) 公益法人等に対する指導監督事務が適正に行われているか。

→

- ① 所管課である45課室においては、法人の処分・監督を行う行政庁と審議会の庶務の立場を併せ持ちながら、私学・法人課と連携しながら、154法人への助言、指導監督に努めているものと認められた。
- ② コロナ禍において、イベント、研修会の中止・休止等に伴い公益目的事業費が低減する一方で、事業収入、受託料、補助金等の事業収入の減少幅が抑えられているため、公益法人認定財務3基準に抵触する事例が多く見られたが、各公益法人においては所管課と協議をしながら、基準の遵守に向けた事業計画の策定等に努めているものと認められた。

以上、「監査の主な着眼点」に対する取組を評価した結果、公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

2 監査委員意見（個別的事項）

No.	公益法人指導監督上の課題	監査委員意見																																
1 2	<p>公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか。 公益法人等への指導監督事務が適正に行われているか。</p>	<p>意見1 <u>コロナ禍での特殊要因に起因し、公益認定法に定める財務3基準が遵守されていない公益法人があることから、公益法人所管課においては、不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい。</u></p>																																
①	<p>【財務3基準の不適合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R1</th> <th colspan="2">R2</th> </tr> <tr> <th>適合</th> <th>不適合</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収支相償</td> <td>92</td> <td>62</td> <td>80</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>公益目的事業費率</td> <td>153</td> <td>1</td> <td>152</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>遊休財産保有制限</td> <td>147</td> <td>7</td> <td>137</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>【コロナ禍の特殊要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの公益法人において、コロナ禍の影響で公益目的事業が縮小・中止・休止等に至ったことに伴い事業費が低減しており、結果として収支相償が超過し、剰余金が発生している。 ○ 同様の理由で公益目的事業費率及び遊休財産保有制限についても一部の公益法人で不適合となっている。 		R1		R2		適合	不適合	適合	不適合	収支相償	92	62	80	74	公益目的事業費率	153	1	152	2	遊休財産保有制限	147	7	137	17	<p>【参考1：財務3基準不適合への対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収支相償超過については、翌年度以降公益目的事業計画への充当で計画的な解消を図る。 ○ 収益事業等を行うことによって、公益目的事業費率が50%を下回らないよう、事業規模、事業構造の見直し等を図る。 ○ 遊休財産保有制限の一時的な未達については、公益目的保有財産への積立を行う等により速やかな是正を図る。 <p>【参考2：公益法人財務3基準適合要件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>適合要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収支相償 (認定法第5条第6号)</td> <td>公益目的事業に係る経常収益≤経常費用</td> </tr> <tr> <td>2 公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)</td> <td>公益目的事業費率≥50%</td> </tr> <tr> <td>3 遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)</td> <td>遊休財産額≤年間の公益目的事業費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	適合要件	1 収支相償 (認定法第5条第6号)	公益目的事業に係る経常収益≤経常費用	2 公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)	公益目的事業費率≥50%	3 遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)	遊休財産額≤年間の公益目的事業費
	R1		R2																															
	適合	不適合	適合	不適合																														
収支相償	92	62	80	74																														
公益目的事業費率	153	1	152	2																														
遊休財産保有制限	147	7	137	17																														
項目	適合要件																																	
1 収支相償 (認定法第5条第6号)	公益目的事業に係る経常収益≤経常費用																																	
2 公益目的事業費率 (認定法第5条第8号)	公益目的事業費率≥50%																																	
3 遊休財産保有制限 (認定法第5条第9号)	遊休財産額≤年間の公益目的事業費																																	
②	<p>「公益法人等立入検査実施要領」については、立入検査の検査員は複数名で実施することとされているが、令和3年度に実施した7つの法人においては、1名で実施している（スポーツ課、生活交通課、高校教育課）。</p>	<p>意見2 <u>公益法人の適正な運営状況を確認するため、3年に1回の頻度で実施する立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、検査員は2名以上とされているが、1名で実施している事例があり、課内で人員を調整するなど複数名での対応に努められたい。</u></p>																																

公益法人への県所管課の関与の状況は以下のとおりであり、県の施策を推進する上で必要性に基づくものと史料される。

また、他団体事務従事により、公益法人所管課内の同一フロアに設置されている6つの公益法人（再掲）について事務を県職員が担っているほか、管理職が当該法人の事務局長に就任している事例もあり、こうした関係性に影響され中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることのないよう留意する必要がある。

（再掲）

③

他団体事務従事を受ける法人	所管課	職員数		
		常勤	非常勤	他団体事務従事
福島県スポーツ振興基金	スポーツ課	1	0	4
福島県障がい者スポーツ協会	スポーツ課	3	0	5
福島県交通遺児奨学基金協会	生活交通課	0	0	5
福島県総合社会福祉基金	社会福祉課	1	0	4
福島県臓器移植推進財団	地域医療課	2	0	5
福島県学術教育振興財団	職員課	0	1	6

	県所管課と法人との関係	該当法人
1	県庁舎・合同庁舎内の使用	14
2	公益法人への出資・出捐	27
3	公益法人への貸付	2
4	公益法人への補助金交付	35
5	公の施設の指定管理者	13
6	公益法人への県職員派遣	12
7	他団体事務従事（所管課執務室内に所在する法人）	6

意見3 県所管課の執務室内に設置されている公益法人については、補助金等の交付や管理職員が他団体事務従事で当該法人の執務を担うなど、財政的、人的関与が深いことから、これらの関係性に影響され、中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることがないよう、当該法人の財務等の審査、監査を部局主管課等の他課職員が実施するなどの配慮をされたい。

3 公益法人に対する指導監督が効果的及び効率的に行われているか。

①

定期提出書類の審査事務を円滑化し、あわせて指導・監督事務の均質化の観点から、公益法人初任者研修（私学・法人課主催）の早期実施が重要となる。

（R3年度：R3.5.11実施）

（R4年度：R4.6.2実施）

意見4 公益法人事務に従事する職員の資質向上の観点から、年度当初に初任者研修を実施するとともに、公益法人会計基準等複式簿記に係る研修への理解促進が図られるよう、公認会計士等を講師としたより専門的な研修について検討されたい。

②

複式簿記への職員の理解を深める研修（財務会計システム研修等）と連携するだけでなく、公認会計士等を講師としたより専門的な研修の実施について検討が必要ではないか。

令和3年度については、23の法人が県民に対して定款、財務諸表等自らの法人情報を積極的に、開示していない。

【非開示法人】

- (公社) 会津社会事業協会
- (公社) 会津若松医師会
- (公財) 磐城済世会
- (公財) 穴澤病院
- (公財) ときわ会
- (公財) 小田山霊園
- (公社) 福島県シルバー人材センター連合会
- (公社) 郡山市シルバー人材センター
- (公社) そうま広域シルバー人材センター
- (公社) 棚倉町シルバー人材センター
- (公社) 矢吹町シルバー人材センター
- (公社) 猪苗代町シルバー人材センター
- (公社) 南会津町シルバー人材センター
- (公社) 本宮市シルバー人材センター
- (公社) 小野町シルバー人材センター
- (公社) 西会津町シルバー人材センター
- (公社) 福島県宅地建物取引業協会
- (公財) 会津弔霊義会
- (公財) 諸橋近代美術館
- (公財) 須賀川牡丹園保勝会
- (公財) いわき市教育文化事業団
- (公財) 開成会
- (公財) 会津育英会

③

意見5 公益法人が県民や関係者の理解を得て、公益目的事業を適切に実施していくためには、法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示する必要があることから、所管課において適切に指導、助言されたい。

令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の適用に当たり、仕入税額控除を行う要件とされていることから、免税事業者であっても「適格請求書等」を発行するためには、「適格請求書等発行事業者」の登録申請手続きが必要となる。

適格請求書発行事業者登録申請状況 (R4.11.30現在)

	適格請求書登録申請の状況	法人数
1	税務署への登録手続済	29
2	税務署への登録手続中	39
3	検討中	39
4	予定なし	47

④

【検討中】39法人

- (公社) 郡山法人会
- (公社) 白河法人会
- (公社) 相双法人会
- (公財) 喜多方市体育協会
- (公財) 須賀川市スポーツ振興協会
- (公財) 福島県障がい者スポーツ協会
- (公財) いわき市国際交流協会
- (公社) 会津若松医師会
- (公社) 福島県歯科医師会
- (公財) 会田病院
- (公財) 湯浅報恩会
- (公財) 星総合病院
- (公財) 磐城済世会
- (公財) 穴澤病院
- (公財) ときわ会
- (公財) 仁泉会
- (公財) 福島県臓器移植推進財団
- (公社) 福島県柔道整復師会

意見6 公益法人が免税事業者であっても、適格請求書等発行事業者登録を行わない場合、取引先において仕入税額控除ができなくなるので、所管課においては、各種軽減特例措置も考慮のうえ、各法人に対してインボイス制度の周知、確認をされたい。

(公社) 福島県診療放射線技師会
 (公社) 福島県看護協会
 (公社) 福島県ビルメンテナンス協会
 (公社) 会津青年会議所
 (公社) 白河青年会議所
 (公社) 福島青年会議所
 (公社) 郡山青年会議所
 (公社) 須賀川青年会議所
 (公社) 二本松青年会議所
 (公社) だて青年会議所
 (公社) いわき青年会議所
 (公社) 須賀川労働基準協会
 (公財) 福島県農業振興公社
 (公社) 福島県青果物価格補償協会
 (公財) 福島県栽培漁業協会
 (公社) 福島県建築士会
 (公社) 福島県宅地建物取引業協会
 (公財) 南相馬市文化振興事業団
 (公財) 野口英世記念会
 (公社) 福島県私立幼稚園・認定こども園連合会
 (公社) 福島県防犯協会連合会

【導入予定なし】47法人

(公社) 福島法人会
 (公社) 会津喜多方法人会
 (公社) 会津若松法人会
 (公社) いわき法人会
 (公社) 須賀川法人会
 (公社) 二本松法人会
 (公社) 南会津法人会
 (公財) 福島県市町村振興協会
 (公財) 福島県スポーツ振興基金
 (公財) 福島県スポーツ協会
 (公財) 福島県交通遺児奨学基金協会
 (公社) 福島県バス協会
 (公財) 福島県国際交流協会
 (公社) 福島県浄化槽協会
 (公財) 福島県総合社会福祉基金
 (公財) 福島県民友愛の事業団
 (公社) 会津社会事業協会
 (公財) 福島県身体障がい者福祉協会
 (公社) 福島県視覚障がい者福祉協会
 (公財) 金森和心会
 (公財) 遠藤医療福祉助成財団
 (公社) 福島県鍼灸あん摩マッサージ指圧師会
 (公社) 福島明星厚生学院
 (公財) 小田山霊園
 (公財) 福島県生活衛生営業指導センター
 (公財) 郡山コンベンションビューロー
 (公財) 須賀川市農業公社
 (公社) 福島県獣医師会
 (公財) いわき市潮学生寮
 (公社) 福島県私学振興会
 (公財) 会津地域教育・学術振興財団
 (公財) 福島県学術教育振興財団
 (公財) ふくしま科学振興協会
 (公財) 会津弔霊義会
 (公財) 福島県私立学校教職員退職金財団
 (公財) 藤田教育振興会
 (公財) 福島県青少年教育振興会
 (公財) 安積歴史博物館
 (公財) 立教志塾
 (公財) 東邦銀行教育・文化財団
 (公財) 開成会
 (公財) 会津育英会
 (公財) ヨークベニマル文化教育事業財団
 (公財) クリナップ財団
 (公財) ハニーズ財団
 (公社) ふくしま被害者支援センター
 (公財) 福島県暴力追放運動推進センター

公益法人の財務3基準－1（収支相償）

収支相償(認定法第5条第6号):公益目的事業に係る収入≦公益目的に係る事業実施の適正費用

参考資料 1

〈収支相償の判定について〉

1 収支相償の意義

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないこと。

※ 収支差額が黒字(剰余金)が生じた場合には、公益目的事業に充当させる。

2 収支相償の判定(算定式)

- (1) 公益目的事業に係る経常収益と経常費用を比較
- (2) 収益事業等から収益の50%又は50%超を繰入
- (3) 前年度剰余金、特定費用準備資金積立取り崩し額があれば、収益に加算
- (4) 特定費用準備資金積立があれば、費用に加算
- (5) 収支相償は以下の算定式で判定し、黒字が生じれば公益目的事業の原資に充当

$$\text{収支相償判定式} = \text{前年度剰余金} + \text{経常収益(公益目的事業)} - \text{経常費用(公益目的事業)} - (\text{特定費用準備資金積立} - \text{特定費用準備資金積立取り崩し}) \leq 0$$

《令和1・2年度公益法人の決算状況》

- R 1 収支相償超過(不適合) : 62/154法人
- R 2 収支相償超過(不適合) : 74/154法人

(R 2不適合)

- (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構
- (公財) 福島県保健衛生協会
- (公財) 福島県産業振興センター など

(不適合の主な理由)

コロナ禍で公益目的事業が実施できず、公益目的費事業費用が減少したことに伴い、収支差額が黒字となり剰余金が生じている。また、県からの受託料・補助金の交付額増加し事業収入が増加している。

【収支相償判定のイメージ①】

収入-費用<0

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
	特定の事業と関連づけられない、その他の経常収益
特定の事業と関連づけられない、その他の経常費用	収益事業等の利益等を公益に繰り入れ(50%)

収支差額が赤字

【収支相償判定のイメージ②】

収入-費用=0

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
	特定の事業と関連づけられない、その他の経常収益
特定の事業と関連づけられない、その他の経常費用	収益事業等の利益等を公益に繰り入れ(収支差額を0にするため50%超)
公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額	

収支差額=0

【収支相償判定のイメージ③】

収入-費用>0

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
	特定の事業と関連づけられない、その他の経常収益
特定の事業と関連づけられない、その他の経常費用	収益事業等の利益等を公益に繰り入れ(50%)
(剰余金)	

剰余金が生じているので解消するため公益目的事業等へ充当

【収支相償判定のイメージ④】

収入-費用>0

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
	特定の事業と関連づけられない、その他の経常収益
特定の事業と関連づけられない、その他の経常費用	収益事業等の利益等を公益に繰り入れ(50%)
公益目的保有財産の取得	特定費用準備資金取崩
(剰余金)	使途の指定のない前年度剰余金

剰余金が生じているので解消するため公益目的事業等へ充当

当該年度収入に加算

3 収支相償に係る留意点

- (1) 公益目的事業に係る収支差額は、0又は赤字が基本(上記イメージ①又は②参照)
- (2) 収支差額が黒字で剰余金が発生している場合は、翌年度以降の計画的な解消をもって満たすとみなされる(イメージ③又は④参照)。
- (3) 収益事業等の利益の50%繰り入れの場合→法人税法上の課税所得が減少(税務上のメリット)
- (4) 収益事業等の利益50%超繰り入れの場合
 - ◆ 毎事業年度継続して貸借対照表内訳表作成
 - ◆ 公益目的事業、収益事業等区分して開示(事務的に煩雑)
- (5) 特定費用準備資金の取り崩し額は収入に算入(イメージ②、④参照)
- (6) 使途の指定のない前年度剰余金については、当該年度収入に加算
 - 加算することで収支相償を満たさない場合有り！(イメージ④参照)
- (7) 公益目的保有財産の取得は、費用に加算(イメージ④参照)

4 収支相償判定で剰余金が生じている場合の対応

- (1) 剰余金を将来の公益目的事業に充当(以下の対応)
 - ◆ 剰余金を翌事業年度に充当
 - ◆ 特定費用準備資金又は資産取得基金の積立
 - ◆ 公益目的保有財産又は収益事業用財産の取得(費用増)
- (2) 公益目的事業会計上の剰余金が生じないように調整(以下の対応)
 - ◆ 指定正味財産として受け入れる寄付金の設定
 - ◆ 退職給付規程の整備に伴う退職給付引当金の計上(費用増)
 - ◆ 公益目的事業以外への会費収入充当割合の引き上げ(会費規程等必要(収入減))
 - 使途が定められていない場合、100%公益目的事業収入となる。

公益法人の財務3基準－2（公益目的事業費率）

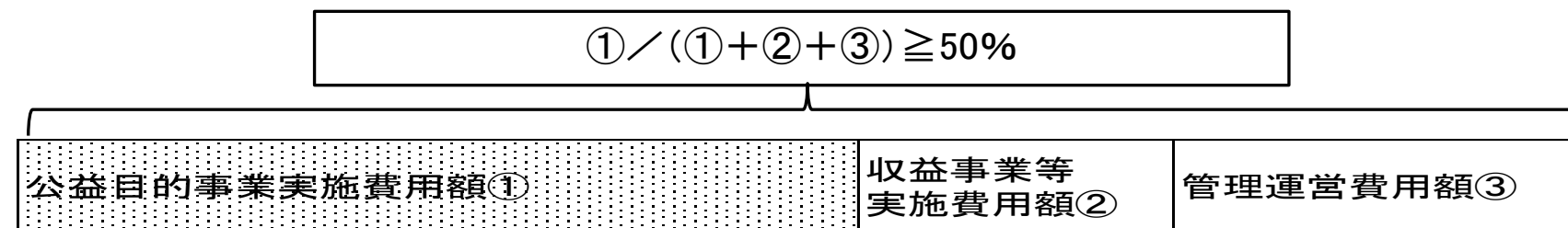
公益目的事業費率(認定法第5条第8号・認定法第15条:公益目的事業費率 \geq 50%)

参考資料2

1 公益目的事業費率とは

公益法人において、費用がどの程度公益事目的事業に費やされたかを判断する比率
 公益目的事業に係る事業費率は、収益事業等を含めた全ての経常費用の合計額の50%以上であること。

2 公益目的事業費率 \geq 0のイメージ



3 公益目的事業費率の算定

公益目的事業費率＝正味財産増減計算書の公益実施費用額／正味財産増減計算書の経常費用の合計額

$$= \frac{\text{①公益実施費用額}}{\text{①公益実施費用額} + \text{②収益等実施費用額} + \text{③管理運営費用額}} \geq 50\%$$

《令和1・2年度公益法人の決算状況》

R1 公益目的事業費率不適合：1/154法人
 R2 公益目的事業費率不適合：2/154法人

(R2不適合)

- (公社) だて青年会議所
- (公財) ヨークベニマル文化教育事業財団

(不適合の主な理由)

コロナ禍で公益目的事業が実施できず、公益目的費事業費用が減少したこと
 に伴い、相対的に公益目的事業費率が50%を下回った。

4 公益目的事業費率に係る留意点

公益目的事業費率 $<$ 50%となる主な理由

- ◆一時的な公益目的事業の中止、事業縮小
- ◆収益事業の一時的な規模の拡大
- ◆特定費用準備資金の目的外取り崩しに伴う収入増(公益以外の費用増に伴う相対的縮小)

【計算例】上記3の算定式で①=100 ②=40 ③=30 のケースでコロナ禍で公益目的事業費のみが60に減少した場合

$$100 / (100 + 40 + 30) = 58.8\%$$

$$60 / (60 + 40 + 30) = 46.1\% \text{ (公益目的事業費率を満たさない)}$$

5 公益目的事業費率50%を下回る場合の対応(毎年度要件を満たす必要があるため、一時的な未達の場合は是正が必要)

公益目的事業費の恒常的な未達については、公益法人自体の事業構造を見直す必要があるが、一時的な未達の場合で、会計上の調整で対応できるものは以下のとおり。

- ◆特定費用準備資金の積立額増(公益実施費用額の増→上記3の算定式①の分子、分母に加算)
- ◆みなし費用を調整額として費用計上(公益実施費用額の増→上記3の算定式①の分子、分母に加算)

(土地の賃借料、融資にかかる費用、無償ボランティアの人件費等)

※ 毎年度50%を下回る場合は公益法人の事業構造の見直しが必要!

公益法人の財務3基準-3 (遊休財産額の保有制限)

遊休財産の保有制限(認定法第5条第9号):遊休財産額≦1年間の公益目的事業の実施費用

参考資料3

〈遊休財産の算定について〉

- 1 遊休財産の意義
公益法人が行う事業活動(公益事業、収益事業、管理運営等)のために使用されていない又は使用される見込みのない財産
→公益目的事業と関係のない財産を長期間内部留保するべきではない! →1年間の公益目的事業の実施費用を上限とされている。

- 2 遊休財産額の算定
遊休財産額=貸借対照表の資産合計-貸借対照表の負債合計-(控除対象財産-対応負債)

$$= \text{純資産} - \text{控除対象財産} + \text{対応負債} \leq \text{1年間の公益目的事業の実施費用 (遊休財産保有上限額)}$$

- 3 控除対象財産の意義

控除対象財産	1号財産	公益目的保有財産(公益目的事業の活動財源となる定期預金・有価証券、減価償却引当資産等)
	2号財産	公益目的事業以外の財産(収益事業・管理活動財産等)
	3号財産	資産取得資金(将来の土地・償却資産等特定資産の取得のための積立)
	4号財産	特定費用準備資金(事業拡大資金や記念事業開催資金等の原資のために積立)
	5号財産	交付者の定めた特定の用途に従い、使用、保有している財産(寄付金を原資とし〇〇事業に充当する積立金等)
	6号財産	交付者の定めた特定の用途に当てるために保有している金融資産(有価証券等)

《令和1・2年度公益法人の決算状況》

R1 遊休財産保有制限不適合: 7/154法人
R2 遊休財産保有制限不適合: 17/154法人

- (R2不適合)
○(公財)小田山霊園
○(公財)福島県学術教育振興財団 など

(不適合の主な理由)
コロナ禍で公益目的事業が実施できず、公益目的費事業費用が減少したこと
に伴い、遊休財産保有上限額が低下したため。

積立及び取り崩しのスケジュールが明確であること。

「寄付等の用途記載書類」を備え置く必要があること。

○遊休財産額保有制限のイメージ

【図1: 控除対象財産のイメージ】

基本財産 特定資産 その他固定資産	①定期預金	公益目的〇%	左図①~④、⑧ 1号財産
	②有価証券	公益目的〇%	左図①~③、⑧、⑩、⑪ 2号財産
	③土地	公益目的〇%	左図⑤ 資産取得資金
	④退職給付積立資産	全額公益目的	
	⑤〇〇取得積立金	公益目的〇%	
	⑥××事業積立金	全額公益目的	左図⑥ 特定費用準備資金
	⑦△△助成積立資産	全額公益目的	
	⑧建物附属設備	公益目的〇%	
	⑨ソフトウェア	公益以外	左図⑦ 5号・6号財産
	⑩有価証券(用途の定めなし)		
	⑪その他	公益以外	

用途の定めのない財産
=遊休財産

【図2: 貸借対照表】

流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
基本財産 特定資産 その他固定資産	純資産

【図3: 遊休財産のイメージ】

純資産	基金	
	指定正味財産	用途の定め有り
	一般正味財産	
	遊休財産	用途の定めなし

この額が公益目的事業の1年分の公益目的実施費用を超えてはいけません!

〈遊休財産の保有制限に係る留意点〉

- ◆ 特定費用準備資金の取崩額は、収支相償判定では収入に算入。
- ◆ 用途の指定のない前年度剰余金については、収支相償判定では当該年度収入に加算。
→加算することで収支相償を満たさない場合がある。

遊休財産とは=公益事業に使用される見込みのない用途の定めのない財産
遊休財産額の算定

◆ 遊休財産=資産-(負債+基金)-(控除対象財産-対応負債)

〈遊休財産の保有制限超過となる原因〉

- ◆ 剰余金の累積による遊休財産額の増。
- ◆ 公益目的事業費の縮小による保有上限額低下。
- ◆ 特定費用準備資金や資産取得資金の目的外の取り崩し → 流動資産の増

〈遊休財産の保有制限超過を解消する対策〉

毎年度要件を満たす必要があるため、一時的な未達の場合は以下の是正が必要。

- 1 控除対象財産となる固定資産の増加
 - ◆ 特定費用準備資金の積立
 - ◆ 資産取得基金の積立
 - ◆ 公益目的保有財産又は収益事業用財産の取得
 - ◆ 指定正味財産として受け入れる寄付金の創設
- 2 適正な負債の追加計上
 - ◆ 退職給付引当金

No.	所管部 (10部局)	公益法人所管課室 (45課室)	法人名 (154法人)	
1	総務部(14)	税務課(10)	(公財) 福島法人会	
2			(公財) 会津喜多方法人会	
3			(公財) 会津若松法人会	
4			(公財) いわき法人会	
5			(公財) 郡山法人会	
6			(公財) 白河法人会	
7			(公財) 須賀川法人会	
8			(公財) 相双法人会	
9			(公財) 二本松法人会	
10			(公財) 南会津法人会	
11		職員研修課(1)	(公財) ふくしま自治研修センター	
12		市町村行政課(3)	(公財) 福島県市町村振興協会	
13			(公財) 福島市振興公社	
14			(公財) 南会津町振興公社	
15	危機管理部(1)	(公財) 福島県消防協会		
16	企画調整部(11)	復興・総合計画課(1)	(公財) 福島県不動産鑑定士協会	
17		福島イノベーション・コースト構想推進課(1)	(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構	
18		文化振興課(1)	(公財) 福島県文化振興財団	
19		生涯学習課(1)	(公財) ふくしま海洋科学館	
20		スポーツ課(7)	(公財) 福島県スポーツ振興基金	
21			(公財) 福島県スポーツ協会	
22			(公財) 喜多方市体育協会	
23			(公財) 須賀川市スポーツ振興協会	
24			(公財) 福島市スポーツ振興公社	
25			(公財) 福島県障がい者スポーツ協会	
26			(公財) 富岡町さくら文化・スポーツ振興公社	
27	生活環境部(6)	(公財) 福島県交通遺児奨学基金協会		
28		生活交通課(3)	(公財) 福島県トラック協会	
29		国際課(2)	(公財) 福島県バス協会	
30			(公財) 福島県国際交流協会	
31	一般廃棄物課(1)	(公財) いわき市国際交流協会		
32		(公財) 福島県浄化槽協会		
33	保健福祉部(33)	社会福祉課(3)	(公財) 福島県総合社会福祉基金	
34		(公財) いわき市社会福祉施設事業団		
35		(公財) 福島民友愛の事業団		
36		障がい福祉課(3)	(公財) 会津社会事業協会	
37			(公財) 福島県身体障がい者福祉協会	
38			(公財) 福島県視覚障がい者福祉協会	
39		健康づくり推進課(5)	(公財) 福島県老人クラブ連合会	
40			(公財) 福島県保健衛生協会	
41			(公財) 郡山市健康振興財団	
42			(公財) 福島県栄養士会	
43			(公財) 福島県労働保健センター	
44			地域医療課(12)	(公財) 会津若松医師会
45				(公財) 福島県歯科医師会
46		(公財) 会田病院		
47		(公財) 湯浅報恩会		
48		(公財) 金森和心会		
49		(公財) 星総合病院		
50		(公財) 磐城済世会		
51		(公財) 磐穴澤病院		
52		(公財) とときわ会		
53		(公財) 仁泉会		
54		(公財) 遠藤医療福祉助成財団		
55		(公財) 福島県臓器移植推進財団		
56		医療人材対策室(5)	(公財) 福島県鍼灸あん摩マッサージ指圧師会	
57			(公財) 福島県柔道整復師会	
58			(公財) 福島県診療放射線技師会	
59			(公財) 福島県明星学院	
60			(公財) 福島県看護協会	
61		食品生活衛生課(4)	(公財) 福島県食品衛生協会	
62			(公財) 小田山霊園	
63			(公財) 福島県生活衛生営業指導センター	
64			(公財) 福島県ビルメンテナンス協会	
65			こども・青少年政策課(1)	(公財) 福島県青少年育成・男女共生推進機構
66	商工労働部(42)	(公財) 福島県産業振興センター		
67		経営金融課(9)	(公財) 会津青年会議所	
68			(公財) 白河青年会議所	
69			(公財) 福島青年会議所	
70			(公財) 郡山青年会議所	
71			(公財) 須賀川青年会議所	
72			(公財) 二本松青年会議所	
73			(公財) だて青年会議所	
74			(公財) いわき青年会議所	
75		雇用労政課(28)	(公財) 福島県シルバー人材センター連合会	
76			(公財) 福島市シルバー人材センター	
77			(公財) 郡山市シルバー人材センター	
78	(公財) いわき市シルバー人材センター			

No.	所管部 (10部局)	公益法人所管課室 (45課室)	法人名 (154法人)		
79	商工労働部 (42)	雇用労政課 (28)	(公社) 喜多方市シルバー人材センター		
80			(公社) 会津若松市シルバー人材センター		
81			(公社) そつま広域シルバー人材センター		
82			(公社) 白河・西郷広域シルバー人材センター		
83			(公社) 須賀川市シルバー人材センター		
84			(公社) 二本松市シルバー人材センター		
85			(公社) 三春町シルバー人材センター		
86			(公社) 南相馬市シルバー人材センター		
87			(公社) 棚倉町シルバー人材センター		
88			(公社) 矢吹町シルバー人材センター		
89			(公社) 伊達市シルバー人材センター		
90			(公社) 会津坂下地方広域シルバー人材センター		
91			(公社) 国見町シルバー人材センター		
92			(公社) 川俣町シルバー人材センター		
93			(公社) 桑折町シルバー人材センター		
94			(公社) 会津美里町シルバー人材センター		
95			(公社) 猪苗代町シルバー人材センター		
96			(公社) 南会津町シルバー人材センター		
97			(公社) 田村市シルバー人材センター		
98			(公社) 本宮市シルバー人材センター		
99			(公社) 小野町シルバー人材センター		
100			(公社) 西会津町シルバー人材センター		
101			(公社) 鏡石町シルバー人材センター		
102			(公社) 須賀川労働基準協会		
103			産業振興課 (2)	(公財) 郡山地域テクノポリス推進機構	
104				(公社) いわき産学官ネットワーク協会	
105			観光交流課 (3)	(公財) 郡山市観光交流振興公社	
106				(公財) 郡山コンベンションビューロー	
107			(公財) 福島県観光物産交流協会		
108			農林水産部 (10)	農業担い手課 (2)	(公財) 福島県農業振興公社
109	(公財) 須賀川市農業公社				
110	環境保全農業課 (1)	(公社) 福島県植物防疫協会			
111		園芸課 (1)			(公社) 福島県青果物価格補償協会
112	畜産課 (2)	(公社) 福島県畜産振興協会			
113		(公社) 福島県獣医師会			
114	水産課 (1)	(公財) 福島県栽培漁業協会			
115	林業振興課 (1)	(公社) ふくしま緑の森づくり公社			
116	森林計画課 (2)	(公社) 福島県森林・林業・緑化協会			
117		(公財) ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団			
118	土木部 (7)	用地室 (1)	(公社) 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会		
119			都市計画課 (1)	(公財) 白河観光物産協会	
120			まちづくり推進課 (2)	(公財) 福島県まちづくり区画整理協会	
121				(公財) 福島県都市公園・緑化協会	
122			下水道課 (1)	(公財) 福島県下水道公社	
123			建築指導課 (2)	(公社) 福島県建築士会	
124	(公社) 福島県宅地建物取引業協会				
125	教育庁 (27)	職員課 (6)	(公財) いわき市潮学生寮		
126			(公社) 福島県私学振興会		
127			(公財) 会津地域教育・学術振興財団		
128			(公財) 福島県学術教育振興財団		
129			(公財) ふくしま科学振興協会		
130			(公財) 会津中霊義会		
131			福利課 (1)	(公財) 福島県私立学校教職員退職金財団	
132				(公財) 藤田教育振興会	
133			社会教育課 (10)	(公財) 福島県青少年教育振興会	
134				(公財) 安積歴史博物館	
135		(公財) 郡山市文化・学び振興公社			
136		(公財) 立教志塾			
137		(公財) 東邦銀行教育・文化財団			
138		(公財) 会津若松文化振興財団			
139		(公財) 諸橋近代美術館			
140		(公財) 南相馬市文化振興事業団			
141		(公財) 野口英世記念会			
142		文化財課 (2)		(公財) 須賀川牡丹園保勝会	
143			(公財) いわき市教育文化事業団		
144		義務教育課 (2)	(公財) 開成会		
145			(公社) 福島県私立幼稚園・認定こども園連合会		
146		高校教育課 (5)	(公財) 会津育英会		
147			(公財) 馬場育英会		
148			(公財) ヨークベニマル文化教育事業財団		
149			(公財) クリナップ財団		
150			(公財) ハニース財団		
151		健康教育課 (1)	(公財) 福島県学校給食会		
152		警察本部 (3)	県民サービス課 (1)	(公社) ふくしま被害者支援センター	
153				生活安全企画課 (1)	(公社) 福島県防犯協会連合会
154				組織犯罪対策課 (1)	(公財) 福島県暴力追放運動推進センター

No.	公益目的事業の具体的な内容
1号	学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2号	文化及び芸術の振興を目的とする事業
3号	障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4号	高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5号	勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6号	公衆衛生の向上を目的とする事業
7号	児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8号	勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9号	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10号	犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11号	事故又は災害の防止を目的とする事業
12号	人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13号	思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14号	男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15号	国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16号	地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17号	国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18号	国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19号	地域社会の健全な発展を目的とする事業
20号	公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21号	国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22号	一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23号	前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

No.	公益認定の具体的要件
1号	公益目的事業を行うことが主たる目的であること。
2号	公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力があること。
3号	理事、社員などに特別の利益を与えないこと。 【認定基準抵触確認事項】
4号	営利事業者若しくは特定の者に特別の利益を与えないこと。 【認定基準抵触確認事項】
5号	社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと。 【認定基準抵触確認事項】
6号	公益目的事業に係る収入が、適正な費用を超えないこと(収支相償)。
7号	公益目的事業以外の事業は、公益目的事業に支障のない範囲で行うこと。【認定基準抵触確認事項】
8号	公益目的事業費率が50/100以上になると見込まれること(公益目的事業費率)。
9号	遊休財産額が年間の公益目的事業費相当額を超えないと見込まれること(遊休財産保有制限)。
10号	理事及び監事について、理事と特別な関係のある者(親族)が総数の1/3を超えないこと(1/3規定)。
11号	理事及び監事について、他の同一団体の理事その他の役員が総数の1/3を超えないこと(1/3規定)。
12号	最終事業年度の収益、費用及び損失の額が1千億円、負債の額が50億円に達している法人が会計監査人を設置していること。
13号	不当に高額とならないよう役員等の報酬等の支給基準を定めること。
14号	社員の資格の得喪や議決権に関し、不当に差別的な取扱いをしないこと。
15号	他の団体の意思決定に参与することができる財産(株式、債券)を株主総会など当該団体の事業活動の方針を決定する機関における議決権の半数を超えて保有しないこと。
16号	公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その旨、維持、処分制限について、必要な事項を定款で定めていること。
17号	公益認定取消等の場合、「公益目的取得財産額」に相当する財産を、類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。
18号	清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。

令和4年度行政監査財務3基準対応状況一覧

参考資料7

No.	所管課等 (45課)	法人名 (154法人)	R2収支 相償	R2公益目 的比率	R2遊休 財産額
1	税務課(10)	(公社) 福島法人会	○	○	×
2		(公社) 会津喜多方法人会	○	○	○
3		(公社) 会津若松法人会	○	○	○
4		(公社) いわき法人会	×	○	○
5		(公社) 郡山法人会	×	○	○
6		(公社) 白河法人会	×	○	×
7		(公社) 須賀川法人会	×	○	×
8		(公社) 相双法人会	×	○	×
9		(公社) 二本松法人会	×	○	×
10		(公社) 南会津法人会	○	○	○
11	職員研修課(1)	(公財) ふくしま自治研修センター	○	○	○
12	市町村行政課 (3)	(公財) 福島県市町村振興協会	×	○	○
13		(公財) 福島市振興公社	○	○	○
14		(公財) 南会津町振興公社	○	○	○
15	消防保安課(1)	(公財) 福島県消防協会	○	○	○
16	復興・総合計 画課(1)	(公社) 福島県不動産鑑定士協会	○	○	○
17	福島イノベーション・コースト 構想推進課(1)	(公財) 福島イノベーション・コースト 構想推進機構	×	○	○
18	文化振興課(1)	(公財) 福島県文化振興財団	○	○	○
19	生涯学習課(1)	(公財) ふくしま海洋科学館	○	○	○
20	スポーツ課(7)	(公財) 福島県スポーツ振興基金	×	○	○
21		(公財) 福島県スポーツ協会	×	○	○
22		(公財) 喜多方市体育協会	×	○	○
23		(公財) 須賀川市スポーツ振興協会	○	○	○
24		(公財) 福島市スポーツ振興公社	○	○	○
25		(公財) 福島県障がい者スポーツ 協会	×	○	×
26	(公社) 富岡町さくら文化・ス ポーツ振興公社	×	○	○	
27	生活交通課(3)	(公財) 福島県交通遺児奨学基金 協会	×	○	○
28		(公社) 福島県トラック協会	○	○	○
29		(公社) 福島県バス協会	○	○	○
30	国際課(2)	(公財) 福島県国際交流協会	○	○	○
31		(公財) いわき市国際交流協会	×	○	○
32	一般廃棄物課 (1)	(公社) 福島県浄化槽協会	×	○	○
33	社会福祉課(3)	(公財) 福島県総合社会福祉基金	○	○	○
34		(公財) いわき市社会福祉施設 事業団	×	○	○
35		(公財) 福島県民友愛の事業団	○	○	○
36	障がい福祉課 (3)	(公社) 会津社会事業協会	○	○	○
37		(公財) 福島県身体障がい者福祉 協会	○	○	○
38		(公社) 福島県視覚障がい者福祉 協会	×	○	○
39	健康づくり推 進課(5)	(公財) 福島県老人クラブ連合会	○	○	○
40		(公財) 福島県保健衛生協会	×	○	○
41		(公財) 郡山市健康振興財団	×	○	○
42		(公社) 福島県栄養士会	○	○	○
43		(公財) 福島県労働保健センター	×	○	○
44	地域医療課(12)	(公社) 会津若松医師会	○	○	○
45		(公社) 福島県歯科医師会	○	○	○
46		(公財) 会田病院	×	○	○
47		(公財) 湯浅報恩会	×	○	○
48		(公財) 金森和心会	○	○	○
49		(公財) 星総合病院	○	○	○
50		(公財) 磐城済世会	×	○	○
51		(公財) 穴澤病院	×	○	○
52	(公財) ときわ会	○	○	○	

No.	所管課等 (45課)	法人名 (154法人)	R2収支 相償	R2公益目 的比率	R2遊休 財産額	
53	医療人材 対策室(5)	(公財) 仁泉会	×	○	○	
54		(公財) 遠藤医療福祉助成財団	○	○	○	
55		(公財) 福島県臓器移植推進財団	×	○	○	
56		(公社) 福島県鍼灸あん摩 マッサージ指圧師会	×	○	○	
57		(公社) 福島県柔道整復師会	○	○	○	
58		(公社) 福島県診療放射線技師会	×	○	×	
59		(公社) 福島明星厚生学院	○	○	○	
60		(公社) 福島県看護協会	○	○	○	
61		食品生活 衛生課(4)	(公社) 福島県食品衛生協会	○	○	○
62			(公財) 小田山霊園	×	○	×
63	(公財) 福島県生活衛生営業指導 センター		○	○	○	
64	(公社) 福島県ビルメンテナンス 協会		○	○	○	
65	子ども・青少 年政策課(1)		(公財) 福島県青少年育成・ 男女共生推進機構	○	○	○
66	経営金融課(9)	(公財) 福島県産業振興センター	×	○	○	
67		(公社) 会津青年会議所	×	○	○	
68		(公社) 白河青年会議所	○	○	×	
69		(公社) 福島青年会議所	○	○	×	
70		(公社) 郡山青年会議所	×	○	○	
71		(公社) 須賀川青年会議所	○	○	○	
72		(公社) 二本松青年会議所	○	○	×	
73		(公社) だて青年会議所	○	×	×	
74	(公社) いわき青年会議所	×	○	○		
75	雇用労政課 (28)	(公社) 福島県シルバー人材 センター連合会	×	○	○	
76		(公社) 福島市シルバー人材 センター	○	○	○	
77		(公社) 郡山市シルバー人材 センター	○	○	○	
78		(公社) いわき市シルバー 人材センター	×	○	○	
79		(公社) 喜多方市シルバー 人材センター	○	○	○	
80		(公社) 会津若松市シルバー 人材センター	×	○	○	
81		(公社) そうま広域シルバー 人材センター	○	○	○	
82		(公社) 白河・西郷広域シルバー 人材センター	×	○	○	
83		(公社) 須賀川市シルバー人材 センター	×	○	○	
84		(公社) 二本松市シルバー人材 センター	×	○	○	
85	(公社) 三春町シルバー人材 センター	×	○	○		
86	(公社) 南相馬市シルバー人材 センター	○	○	○		
87	(公社) 棚倉町シルバー人材 センター	○	○	○		
88	(公社) 矢吹町シルバー人材 センター	○	○	○		
89	(公社) 伊達市シルバー人材 センター	○	○	○		
90	(公社) 会津坂下地方広域 シルバー人材センター	○	○	○		
91	(公社) 国見町シルバー人材 センター	×	○	○		
92	(公社) 川俣町シルバー人材 センター	×	○	○		
93	(公社) 桑折町シルバー人材 センター	×	○	○		
94	(公社) 会津美里町シルバー人材 センター	○	○	○		
95	(公社) 猪苗代町シルバー人材 センター	×	○	○		
96	(公社) 南会津町シルバー人材 センター	×	○	○		
97	(公社) 田村市シルバー人材 センター	×	○	○		
98	(公社) 本宮市シルバー人材 センター	○	○	○		
99	(公社) 小野町シルバー人材 センター	×	○	○		
100	(公社) 西会津町シルバー人材 センター	×	○	○		
101	(公社) 鏡石町シルバー人材 センター	×	○	○		
102	(公社) 須賀川労働基準協会	○	○	○		
103	産業振興課 (2)	(公財) 郡山地域テクノポリス推 進機構	×	○	○	
104	(公社) いわき産学官ネットワー ク協会	○	○	○		

No.	所管課等 (45課)	法人名 (154法人)	R2収支 相償	R2公益目 的比率	R2遊休 財産額
105	観光交流課(3)	(公財) 郡山市観光交流振興公社	×	○	○
106		(公財) 郡山コンベンション ビューロー	×	○	○
107		(公財) 福島県観光物産交流協会	×	○	○
108	農業担い手課 (2)	(公財) 福島県農業振興公社	×	○	○
109		(公財) 須賀川市農業公社	○	○	○
110	環境保全 農業課(1)	(公社) 福島県植物防疫協会	○	○	○
111	園芸課(1)	(公社) 福島県青果物価格補償協 会	○	○	○
112	畜産課(2)	(公社) 福島県畜産振興協会	×	○	○
113		(公社) 福島県獣医師会	○	○	○
114	水産課(1)	(公財) 福島県栽培漁業協会	○	○	○
115	林業振興課(1)	(公社) ふくしま緑の森づくり公 社	○	○	○
116	森林計画課(2)	(公社) 福島県森林・林業・緑化 協会	○	○	○
117		(公財) ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団	○	○	○
118	用地室(1)	(公社) 福島県公共嘱託登記土地 家屋調査士協会	×	○	○
119	都市計画課(1)	(公財) 白河観光物産協会	×	○	○
120	まちづくり推 進課(2)	(公財) 福島県まちづくり 区画整理協会	×	○	○
121		(公財) 福島県都市公園・緑化協 会	○	○	○
122	下水道課(1)	(公財) 福島県下水道公社	×	○	○
123	建築指導課(2)	(公社) 福島県建築士会	○	○	○
124		(公社) 福島県宅地建物取引業協 会	○	○	○
125	職員課(6)	(公財) いわき市潮学生寮	○	○	○
126		(公社) 福島県私学振興会	○	○	×
127		(公財) 会津地域教育・学術振興 財団	×	○	○
128		(公財) 福島県学術教育振興財団	×	○	×
129		(公財) ふくしま科学振興協会	○	○	○
130		(公財) 会津弔霊義会	×	○	○
131	福利課(1)	(公財) 福島県私立学校教職員 退職金財団	×	○	○
132	社会教育課(10)	(公財) 藤田教育振興会	○	○	○
133		(公財) 福島県青少年教育振興会	×	○	○
134		(公財) 安積歴史博物館	○	○	○
135		(公財) 郡山市文化・学び振興公 社	×	○	○
136		(公財) 立教志塾	○	○	○
137		(公財) 東邦銀行教育・文化財団	○	○	○
138		(公財) 会津若松文化振興財団	×	○	○
139		(公財) 諸橋近代美術館	○	○	○
140		(公財) 南相馬市文化振興事業団	○	○	×
141		(公財) 野口英世記念会	○	○	○
142	文化財課(2)	(公財) 須賀川社丹園保勝会	×	○	○
143		(公財) いわき市教育文化事業団	×	○	○
144	義務教育課(2)	(公財) 開成会	×	○	×
145		(公社) 福島県私立幼稚園・認定 こども園連合会	○	○	○
146	高校教育課(5)	(公財) 会津育英会	○	○	○
147		(公財) 馬場育英会	×	○	×
148		(公財) ヨークベニマル文化教育 事業財団	○	×	○
149	(公財) クリナップ財団	×	○	○	
150	(公財) ハニーズ財団	○	○	○	
151	健康教育課(1)	(公財) 福島県学校給食会	×	○	○
152	県民サービ ス課(1)	(公社) ふくしま被害者支援 センター	×	○	○
153	生活安全企 画課(1)	(公社) 福島県防犯協会連合会	○	○	○
154	組織犯罪対 策課(1)	(公財) 福島県暴力追放運動推進 センター	○	○	○
合計			74	2	17

県所管課 45課室

課税対象となる 34 種類の収益事業

収益目的 34 事業			
1	物品販売業	18	代理業
2	不動産販売業	19	仲立業
3	金銭貸付業	20	問屋業
4	物品貸付業	21	鉱業
5	不動産貸付業	22	土石採取業
6	製造業	23	浴場業
7	通信業	24	理容業
8	運送業	25	美容業
9	倉庫業	26	興行業
10	請負業	27	遊技所業
11	印刷業	28	遊覧所業
12	出版業	29	医療保健業
13	写真業	30	技芸教授業
14	席貸業	31	駐車場業
15	旅館業	32	信用保証業
16	料理店業その他の 飲食店業	33	無体財産権の提供 等を行う事業
17	周旋業	34	労働者派遣業